

令和4年度第2回小牧市都市景観審議会 議事録

1 日時

令和5年2月10日（金） 10時から

2 場所

小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

3 出席委員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
河内 伸一	小牧市議会副議長
高原 元助	愛知建築士会春日井支部
中嶋 隆	小牧市文化財保護審議会
八木 裕介	小牧市観光協会
堀尾 正子	小牧市女性の会
笹原 浩史	小牧市市長公室長

4 欠席委員

大野 公大	小牧青年会議所
谷口 文男	小牧商工会議所

5 事務局

鵜飼 達市	小牧市都市政策部長
堀場 武	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由希子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主事

6 傍聴者

0名

7 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 議題

(1) 小牧市都市景観基本計画の改定方針（案）について

第3 その他

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、小牧市都市景観審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。
す。

まず初めに前回の会議から委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。小牧市議会議員の長田委員が辞任され、新たに河内伸一委員に、愛知建築士会春日井支部の荒木委員が辞任され、高原元助委員に、また、小牧市女性の会の玉木委員が辞任され、新たに堀尾正子委員にご就任をいただいております。

なお、委員及び事務局職員の紹介につきましては、本審議会資料と合わせ送付いたしました参考資料「小牧市都市景観審議会委員名簿及び事務局名簿」をもって代えさせていただきますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

それでは、ただいまより、令和 4 年度 第 2 回 小牧市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は、8 名 であります。

したがって、小牧市都市景観条例施行規則第 13 条第 2 項により、本会議は成立をいたしております。また、小牧市都市景観審議会運営規程第 5 条第 1 項により、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の鵜飼よりあいさつを申し上げます。

【事務局（鵜飼部長）】

皆様、改めまして、おはようございます。

都市政策部長の鵜飼でございます。

本日はお忙しいところ、小牧市都市景観審議会にご出席賜り誠にありがとうございます。

当審議会は小牧市都市景観審議会条例第 1 条に基づき、良好な都市景観の形成に関し必要な事項を定めることにより小牧市を魅力ある美しいまちとすることを目的に設置いたしております。委員の皆様には貴重なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の審議会につきましては、昨年 8 月に開催させていただきました第 1 回審

議会におけます審議の継続という形になりますが、議題といたしまして、小牧市都市景観基本計画の改定方針（案）について、を予定しております。

後ほど事務局からご説明申し上げますが、第 1 回審議会の折に委員の皆様からいただいたご意見をふまえて資料を作成しております。委員の皆様におかれましては活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、瀬口会長よりご挨拶をいただきます。

【瀬口会長】

おはようございます。ただいま鶴飼部長より挨拶がありましたとおり、今回は、前回第 1 回審議会の折に皆様からいただいた意見をふまえた計画の改定方針（案）についてであります。前回同様、活発なご意見をいただければと思っております。小牧市は駅前に図書館も整備され、愛知県内の都市と比較しても、まちの中心部が充実している都市の一つだと思います。あとは賑わってこそ都市の景観がよくなると思っておりますので、その点もふまえて皆様からご意見いただければと思います。よろしくお願いたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、議事日程の下段に記載のとおり、資料 1 「小牧市都市景観基本計画の改定に係る基本方針（案）」、資料 2 「景観行政団体への移行について」となっております。

また、参考資料として「小牧市都市景観審議会委員名簿及び事務局名簿」を配付させていただきます。

不足している資料などございましたら、お申し付けいただければと思います。

よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、瀬口会

長にお願いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

それでは、議事日程に沿って議事を進めてまいります。

始めに、日程第1 議事録署名者の選任を議題といたします。

小牧市都市景観審議会運営規程第7条第1項に基づき、私からご指名をさせていただきます。本日の議事録署名者に、中嶋隆委員と八木裕介委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2 議題に入ります。

(1) 小牧市都市景観基本計画の改定方針(案)について、でございます。

事務局に説明を求めます。

【事務局(丹羽課長)】

会長、都市計画課長丹羽。

議題に入ります前に、令和4年8月に開催いたしました第1回審議会の内容について簡単に説明させていただきます。第1回審議会では、本市の景観形成に向けた取組みの紹介と、小牧市都市景観基本計画の改定について説明させていただきました。本計画は、都市景観形成に関する基本的な目標と方向を明らかにするとともに、市民と事業者と市が、より良い都市景観形成に向けて、それぞれの立場から取り組むことができる指針を示すものとして、平成13年に策定し、平成27年に改定を行っておりますが、景観行政を取り巻く状況の変化や市民ニーズの変化に対応するため、令和6年度の改定に向けて令和5年度から検討を進めていくこととし、第1回審議会では改定の流れや、景観形成の課題などについて議論していただいたところです。

本日は、前回の審議会をふまえて作成した計画の改定方針についてと、景観計画を改定するにあたり、景観行政団体へ移行していくことについて委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、資料1をお願いします。小牧市都市景観基本計画の改定に係る基本方針(案)

であります。

まず、1. 改定の趣旨についてです。

本市では、平成13年4月に小牧市都市景観条例を施行するとともに、小牧市都市景観基本計画を策定し、景観行政に取り組んでまいりました。

その後、平成16年に景観法が制定され、景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置付けられたとともに、地方公共団体に対し良好な景観形成に関して施策の策定及び実施する責務が付与されたところです。また、この景観法により、市町村は県と協議することにより景観行政団体に移行でき、景観法に基づく景観計画を策定することで、地域の景観形成の方向に沿った規制誘導をすることが可能となりました。

また、本市の最上位計画である、小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画の策定や関連計画の策定、改定等も行われており、これらの景観行政を取り巻く状況の変化や昨今の新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした市民ニーズの変化等に対応するため改定を行うものです。さらに、より一層良好な景観形成を図るため、景観法に基づいた計画となるよう景観行政団体への移行を考えております。

ここで、景観行政団体について説明させていただきます。

資料2をお願いします。

先ほどもご説明しましたが、景観法では、法に基づき良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく団体として、政令市及び中核市を景観行政団体と位置付けており、その他の市町村についても、県と協議し、公示することで団体への移行が可能となります。

景観行政団体に移行すると、法律に基づいた景観計画を策定することができ、この計画により建築物等の新築等に対する届出・勧告を基本とする規制誘導や、条例を定めることにより建築物・工作物のデザイン・色彩については変更命令が可能となります。

また、屋外広告物について、現在は愛知県の屋外広告物条例に基づき市が許可申請手続きを行っておりますが、この条例を市で制定することができ、より地域の景観形成の方向性に沿った規制誘導が可能となります。

以上より、本市では、今回の計画の改定のタイミングに合わせて景観行政団体へ移行し、法律に基づいた景観計画とすることで、より一層良好な景観形成を図ることが可能であると考えています。

資料の裏面をお願いします。

2. 景観行政団体への移行に関する協議の流れです。移行に際しては愛知県との協議が必要となり、愛知県からの回答書を受領後、公示することで景観行政団体となります。

3. 景観計画等の策定の流れについてですが、景観行政団体への移行後、景観法に基づく景観計画の策定が可能となります。景観条例についても計画と整合を図るため同時に見直しを行い、景観計画策定後、景観計画に基づく施策の推進、および、都市景観形成重点区域内における屋外広告物について規制誘導を設けるなど小牧市の良好な景観形成に沿うよう、小牧市屋外広告物条例を制定することなどを想定しております。

資料1にお戻りください。

2. 策定に係る検討・分析内容とポイントについてです。

まず、令和5年度に現状把握及び基本方針の検討を行い、令和6年度に良好な景観形成に向けた施策及び基本計画改定等を行います。

2ページをお願いします。

改定にあたり、本市における景観資源の把握、また、景観資源を基にした景観形成の基本理念・方針の検討をポイントとして進めてまいります。

なお、こちらは第1回会議の折にも提示させていただきました。その際に、田園地の景観も一つの要素となるとご意見をいただいたため、ポイント②の主な要素の4つ目に追記させていただきました。その他にいただいた意見につきましては、具体的な施策に対する意見でありましたので、この方針の中には記載しておりませんが、今後計画の内容を作成していく中で検討してまいります。

3ページをお願いします。

3. 計画の改定体制です。改定に携わる主体は、(1)市長、(2)都市景観審議会、都市計画審議会、(3)市民等、(4)市議会とし、それぞれの役割は記載のとおりです。

最後に4. 改定スケジュールであります。

まず、計画の改定に先立ち、景観行政団体移行に係る協議に入ります。その後、令和5年7月以降にアンケート調査及び現計画の評価・検証、令和5年度末までに計画の骨子を作成、令和6年度に計画案及び条例案の検討に入り、パブリックコメントの後、令和6年度末に計画・条例の改定を予定しております。なお、審議会委員の皆様にはその都度、ご意見をいただくこととしており、年3回ほど審議会を予定しておりますので、ご協力の程よろしくお願いたします。

事務局からの説明は以上です。

【瀬口会長】

事務局からの説明は終わりました。

小牧市都市景観基本計画の改定方針（案）についてでしたが、小牧市が景観行政団体への移行を検討していることや、市で屋外広告物条例の制定を検討していることも含め、何かご意見・ご質問等ございますか。

【河内委員】

景観行政団体に移行することですが、現在愛知県の中で政令市、中核市を除く市町村で景観行政団体になっている自治体はどれくらいですか。

【事務局（丹羽課長）】

令和4年4月1日現在の県内の状況ですが、まず政令市、中核市は名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市となっています。その他市町村としましては、犬山市、長久手市、瀬戸市、半田市、常滑市、みよし市、碧南市、春日井市、東浦町、田原市、蒲郡市の11市町です。

【河内委員】

ありがとうございます。もう一点質問ですが、景観行政団体に移行することで、国や県から補助金など金銭的な支援はあるのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

現時点では把握しておりませんが、補助金等あれば積極的に活用していきたいと考えております。

【中嶋委員】

先ほど説明のありました景観行政団体になっている市町の景観計画をざっと調べてみましたが、県では作れないようなそれぞれの地域に合った内容になっており大変良いと感じました。一方で、デメリットになるような事は何かあるのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

本市としましては、景観行政団体に移行することでより一層景観行政に力を入れていこうとしているところでして、中嶋委員が仰るとおり小牧市の地域性に合った計画を検討しており、デメリットよりはメリットを大きく捉えております。

【瀬口会長】

メリット、デメリットは立場によって変わってくるかと思います。例えば屋外広告物の規制をすることは、大きい広告を出したいお店からするとデメリットとなるかもしれませんが、良好な景観を形成したい市民の立場からするとメリットだと思います。どうしても裏表がありますが、景観形成の観点からするとメリットが大きいということだと思います。

【八木委員】

資料 2 の景観法の要点をみますと、建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能になるとありますが、これは既存の建築物にも適用されるのですか。

【事務局（丹羽課長）】

適用されます。例えば屋外広告物に関しては許可制になっておりますので、面積や色彩制限を設けて条例に適合しないと、次回の更新の際には許可は出せなくなります。

【瀬口会長】

少し補足させていただきます。基本的に建築物に関しては、後から法整備がされても遡及はされません。ただし、建物を建て替えるときや、屋外広告物のように許可の更新のタイミングの際には従う必要があります。

その他、何かご意見ありますでしょうか。

先ほどメリット、デメリットのお話がありました。市民目線ではメリットが大きいと思いますが、広く周知していただいて、パブリックコメントで色々な立場の意見を聞いたり、地域で制限をかけるのであれば地域住民の意見を聞いたりなど、その都度関係者の了解を

得ながら進んでいただけるといいと思います。

【萩原委員】

景観行政団体に移行することを前提に議論されているかと思います。景観計画策定後、緩やかな規制誘導を行うことができるとありますが、従わなかった場合にどの程度のペナルティがあるのでしょうか。

また、景観行政団体に移行することで、現在抱えている課題が解決されるなど具体的なメリットは何かあるのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

計画策定とともに景観条例についても制定し、必要に応じて罰則規定を検討していきますが、内容については今後、審議会委員の皆様のご意見もいただきながら決めていきたいと考えています。

2点目のメリットについては、現在、小牧市独自で定めている景観条例に基づき都市景観形成重点区域を定めておりますが、屋外広告物の規制などはできていない状況です。景観法に基づく景観計画を定めることにより、小牧市の状況にあった規制を設けていくことが可能になると考えております。

【瀬口会長】

決め方次第とは思いますが、屋外広告物条例については許可制なのでかなり前進ができると思います。建築物等については、計画や条例にどう定めるかだと思います。建物の階数を何階以下にしなければと書くのか、してくださいとするのか。ただし、法律に基づくルールとなるので、お願いの表現でも、市独自の条例より聞いてくれる方が多くなるのは確実だと思います。もっと厳しい罰則規定も可能ですが、そこは今後検討していただければと思います。

資料1の2ページでは、ポイントとして景観資源の把握と景観形成の基本理念、方針の検討を挙げていただいておりますが、要素などは前回の意見をふまえての記載ということです。阻害要因のゴミや放置自転車などは所管部署があるかと思いますが、景観にも関係するということで挙げていただいていると思います。景観形成要素では、都市の軸の景観

として道路軸、鉄道軸、河川軸とあります。景観法では、道路などの公共施設のうち、良好な景観形成に向けて特に重要なものを景観重要公共施設として指定ができるとして、整備方針等を定めることにより、施設管理や整備時期の違いによらず施設ごとの統一的整備が可能になるというメリットもあります。

他にございませんでしょうか。

建築士会から高原委員に参加していただいております。建築士の方にも十分理解していただいて、設計する際に少し周辺の景観に配慮していただくとまちが良くなると思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

ご意見も無いようですので、次に、日程第 3 その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（馬庭係長）】

会長、都市計画課 都市計画係長 馬庭。

本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。

その後、瀬口会長及び本日の議事録署名者でありますお2人にご署名をいただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開をさせていただきます。

事務局からは、以上となります。

【瀬口会長】

その他、会議全体を通して委員の皆様から何かございますか。

【萩原委員】

議題の中でもありましたが、市民の意見を反映させることがとても大切になってくると思います。また、景観行政団体に移行することを市民がどれだけ認知できるかも大きなポイントだと思います。市の広報や SNS など様々な媒体で情報発信をされていると思いますが、なかなか市民に伝わっていかないのが現状だと思います。計画策定の際にはアンケート調査やパブリックコメントも実施されるとありますが、パブリックコメントも件数が少

ないと思いますので、市民に関心を持っていただける仕組みを検討していただければと思います。前回の審議会の折に NHK 大河ドラマ「どうする家康」が話題になりましたが、そういった話題性もきっかけとして利用していけるといいと思います。

【事務局（丹羽課長）】

市としましても、より多くの市民の方の意見をいただくことが重要だと考えておりますので、その点についても検討していきます。

【瀬口会長】

景観の情報を気軽に共有にできる IT を活用した手法があるといいかもしれません。

昨年ジブリパークが開園しましたが、来園者にアンケート調査を行ったところ、全国から訪れていて名古屋市に宿泊している方が多かったということです。犬山市などは近郊からの観光客が多いので、この点は異なることだと思います。また、ジブリパークの他にどこか立ち寄る場所があるかという質問では、小牧空港と答えた方もいたということです。意外なところでつながっているので、上手く利用していけるといいのではないのでしょうか。

「どうする家康」関連では、小牧山にのぼり旗が多く設置されていて盛り上がっているかと思います。こうした歴史的な景観もあわせて周知していくと関心を持ってもらえると思うので、よろしく願いいたします。

堀尾委員、いかがですか。

【堀尾委員】

今日、市役所に来るときに確かにのぼりは目につきました。ただ、まだまだこれからのかなとも感じています。

【瀬口会長】

ドラマの中で小牧・長久手の戦いが終わってしまえば少し注目度も下がると思いますので、PR を頑張っていただきたいです。

笹原委員はいかがですか。

【笹原委員】

資料 1 の趣旨の中にも記載がありますが、本市の最上位計画である、まちづくり推進計画 第 1 次基本計画は現在見直し作業を進めているところですが、景観計画など関連する計画と整合を十分図りながら計画策定を進めるべきだと考えております。

また、会議の中で発言があった PR については、市長公室広報広聴課の所管になりますが、広報以外にも市のホームページやフェイスブック、ツイッターなど様々なツールを活用しながら担当部署と連携して進めていきたいと考えております。

【瀬口会長】

関連計画については、整合を図ることはもちろんですが、相乗効果も期待できるといいと思います。

その他意見も無いようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了とします。

これを持ちまして、令和 4 年度第 2 回小牧市都市景観審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。